

改正案	現行
<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総会又は総代会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第 号）第四十条第一項の規定により、法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する労働金庫にあつては、理事会の議事録）</p> <p>三、四（略）</p> <p>五 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第二項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十六条の規定により読み替えて適用される法第五十六条第二項の規定により、公告を官報のほか時事に関する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p>	<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 総会の議事録</p> <p>三、四（同上）</p> <p>五 法第六十二条第五項において準用する法第五十六条第二項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類</p> <p>五の二、九（同上）</p>

五の二、九（略）

十 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十条第一項の規定により、法第六十二条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員（法第十三条第一項に規定する個人会員（以下「個人会員」という。）を除く。）の数を証する書面及び同法第三十八条第五項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面

十一（略）

2（略）

（事業譲渡等の認可の申請等）

第八条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一（略）

二 総会又は総代会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十九条第一項の規定により、法第六十二条第二項の総会の議決を経ないで営業の一部又は事業の譲受け

（新設）

十一（同上）

2（同上）

（事業譲渡等の認可の申請等）

第八条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による事業の譲渡若しくは譲受け又は営業の一部の譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一（同上）

二 総会の議事録

を行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び同法第四十九条第三項の規定により反対の意思を通知した会員（個人会員を除く。）があるときは、その会員の数を証する書面）

三（略）

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条において適用する銀行法第三十四条の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面又は同法第三十五条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

五〇九（略）

2（略）

三（同上）

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告又は同法第三十五条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

五〇九（同上）

2（同上）
